

大阪市教育委員会告示第3号

大阪市立クラフトパーク条例（平成11年大阪市条例第38号。以下「条例」という。）

第12条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和7年7月8日

大阪市教育委員会

教育長 多田勝哉

1 担当課

〒550-0014 大阪市西区北堀江4-3-2

大阪市立中央図書館 4階

大阪市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当

電話 06-6539-3346

2 業務の概要

（1）施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立クラフトパーク

所在地 大阪市平野区長吉六反1丁目8番44号

クラフトパークの概要

・ 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造・地上2階建て

・ 敷地面積 10,000 m²

・ 建築面積 3,175.40 m²

・ 延床面積 4,448.65 m²

・ 開設時期 平成11年10月

- ・施設内容 ガラス工房（吹きガラス、キルンワーク、ステンドグラス、バーナーワーク）、陶芸工房、染色工房、織物工房、金工工房、木工工房、造形学習室、自由創作室、創造空間「遊」、クラフトホール、展示室、図書室、事務室等
- ・付帯施設 屋外駐車場（乗用車 44 台、バス 3 台）

（２）業務の範囲

- ア クラフトに関する教室事業等の運営業務
- イ 貸室（工房、展示室、ホール）に関する業務
- ウ 展示室・ホールを活用する事業実施に関する業務
- エ クラフトに関する情報の収集や提供及び相談に関する業務
- オ 工芸制作体験事業（出前講座）の実施に関する業務
- カ 人材育成や地域の活性化に関する業務
- キ その他、市民文化の向上や生涯学習振興を図るための事業に関する業務
- ク その他の業務で、教育委員会が必要と認める業務
- ケ 建物及び附属設備の維持保全業務に関する業務
- コ 施設の総合管理に関する業務
- サ 安全確保に関する業務
- シ 自主事業
- ス その他の業務

（３）管理運営の基準

- ア 開館時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

イ 休館日

火曜日、12月28日から翌年1月4日まで

ウ 休館日及び供用時間の変更（条例第4条、第5条）

設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休館日若しくは供用時間を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

なお、緊急の必要により供用時間等を変更したときは、速やかに教育委員会に報告すること。また、施設の効用を発揮するため開館時間の延長を実施する場合など、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間を延長することができる。

エ 利用料金制の採用

施設の管理運営にあたっては、利用料金制を採用する。

（4）指定を行おうとする期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 申請資格等

申請できるものは、指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

（1）法人等に関する要件

ア 条例第14条の規定に該当していないこと

イ 地方自治法施行例第167条の4の規定に該当していないこと

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこ

と

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当していないこと

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。

キ 直近3年度間、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと

（2）連合体に関する要件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと

この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること

また、代表法人等については、業務遂行にあたり、教育委員会との調整窓口として責任を持つこと

エ 連合体として上記（1）の要件を満たすこと

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する要件

ア 上記（1）の要件を満たすこと

イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。

また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

4 手続き等

(1) 募集要項の配布期間

令和7年7月3日（木曜日）から令和7年9月1日（月曜日）まで

ただし、窓口での配布は、9時から12時まで及び13時から17時までとする。

(2) 配布場所

大阪市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当

（大阪市西区北堀江4-3-2 大阪市立中央図書館4階）

※大阪市教育委員会事務局ホームページからもダウンロードが可能

(3) 申請書類の提出

令和7年8月25日（月曜日）から令和7年9月1日（月曜日）まで

9時30分から12時まで及び13時30分から17時まで（土・日曜日及び祝日は除く）

(4) 提出場所

大阪市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当

（大阪市西区北堀江4-3-2 大阪市立中央図書館4階）

(5) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 連合体結成に係る協定書又はこれに相当する書類（連合体で申請する場合）
- ③ 指定管理者指定申請にかかる誓約書
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 役員の履歴書
- ⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑧ 法人の登記事項証明書
- ⑨ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し
- ⑩ 事業報告書（直近３事業年度分）
- ⑪ 法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑫ クラフトパークの管理運営に関する事業計画書
- ⑬ クラフトパークの管理運営に関する収支計画書、収支計画明細、経費縮減策等
- ⑭ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑮ 法人税等の申告書の写し
- ⑯ 大阪市の法人市民税の納税証明書
- ⑰ 同種施設の運営実績
- ⑱ 社会的責任・市の施策との整合について
- ⑲ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑳ 障がい者雇用入れ計画
- ㉑ 支払い賃金に関する提案書
- ㉒ 選定結果通知用封筒一式
- ㉓ 法人等の印鑑証明書

申請を予定している法人等を対象に、次のとおり、現地見学会を行う。

(1) 開催日

令和7年7月15日(火曜日) 午前10時(受付時間9時30分)

※詳細は、参加申込受付後、別途通知を行う。

(2) 開催場所

大阪市立クラフトパーク

(3) 集合場所

クラフトパークの正面入口前集合

(4) 参加申込み

説明会に参加を希望する法人等は、令和7年7月11日(金曜日)17時までに、
参加申込書を電子メールにより、所定のアドレスへ申込みを行うこと

6 選定方法

選定は、選定会議による書類審査及びヒアリングにより行う。

申請団体が1団体であっても選定会議で審査し、指定管理者としての適否を判断する。

7 選定結果等

- ・選定結果については、申請者全員に書面で通知するとともに、大阪市教育委員会事務局ホームページで公表する。
- ・選定後、本市と指定管理予定者が協議を行い、万が一合意に至らなかった場合は、審査順位が次順位の申請者が指定管理予定者に繰り上がることとする。
- ・選定されたものは、市会での決議を経た後、市長が指定管理者として指定し、本市

がその旨を公告する。

8 その他

(1) 指定手続きにおいて使用する言語 日本語

(2) 詳細は、募集要項による。

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当)